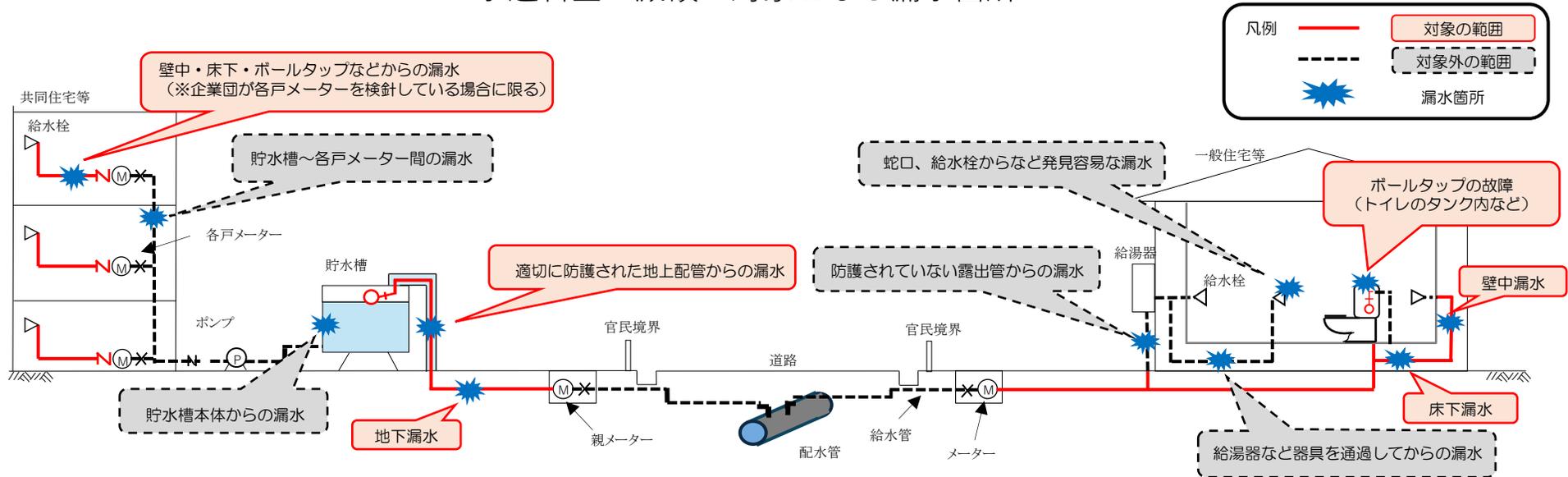


令和8年4月1日から 漏水による水道料金の減免制度が企業団統一のルールに変わります。

水道料金の減額の対象となる漏水箇所



令和8年4月1日から漏水による水道料金の減免制度が変わります。減額の対象は、上記図のとおりです。

(減額の内容)

- 減額後の料金は、計量した使用水量から漏水量の50%を減じた水量により算定します。
※当該水量が認定使用水量の3倍を超える場合は、3倍の水量を上限とします。
- 減額を行う場合は、1回の計量期間のみを対象とします。

(留意事項)

- 漏水の修繕は、指定給水装置工事事業者が施行する必要があります。ただし、軽微な修繕（トイレのボールタップ等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る））の場合は、この限りではありません。
- 減額の申請には、修繕証明書と漏水修繕前後の写真が必要です。
- 対象となる計量期間から1年を経過するまでの間は、同一使用者の同一給水装置では減額の措置はできません。

なお、下水道使用料等の減免についても同様の基準となります

主な留意事項

■大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者※による修繕が必要です。

※大阪広域水道企業団の漏水修繕対応事業者名簿（指定給水装置工事事業者）をウェブページに掲載していますので、ご確認ください。

【注意点】

- 軽微な修繕（トイレや受水槽のボールタップの修繕）については、指定給水装置工事事業者以外の修繕も可能です。

■減額の対象範囲は、水道メーター以降で給湯器などの器具の入り口部までです。

【注意点】

- 防護されていない露出管や蛇口等の発見容易な漏水は、対象となりません。
- 給湯器など器具を通過してからの漏水は、壁中・床下であっても対象となりません。

■過去1年以内に減額の実績がある場合、減額できません。

【注意点】

- 漏水箇所が異なる場合でも、同一の給水装置であれば1年を経過するまでは減額できません。
※企業団が親メーターで水道料金を一括徴収している共同住宅等は、親メーター以降は全て同一の給水装置となります。ただし、戸別に水道料金を徴収している場合、各戸のメーター以降は個別の給水装置として取り扱います。

【具体例】

- 給水契約が1つの場合、広い敷地の異なる場所（ex.学校の校舎とプール、工場内の事務所と作業所等）で過去1年以内に漏水があったときは、対象外となります。

■申請時は、修繕前後の漏水箇所の写真が必要となります。



減免を申請される際は、事前に必ずご連絡ください。

問合せ先 富田林水道お客様センター

電話 0721-20-6400